

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月10日（火）午後1時30分から午後2時55分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 （13人）

会 長	14番	福 嶋	求仁子
委 員	1番	平 山	和 敬
”	2番	清 原	啓 喜
”	3番	上 野	育 夫
”	4番	平 野	昭 代
”	5番	高 島	一 久
”	6番	村 上	幸 記
”	7番	長 野	昌 治
”	8番	齋 藤	典 夫
”	10番	城	英 夫
”	11番	青 木	恵 夫
”	12番	岡 田	政 広
”	13番	坂 口	正 子

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

（1）議事録署名者

（2）農家調査及び現地調査員

（3）議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用（届出）について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和6年12月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さん、お疲れ様です。12月も残すところ20日余りになりましたけれども、仕事納めの月でもありますので、事故やケガがないように新しい年を迎えていただきたいと思います。さて、11月の行事としましては、女性の会の九州ブロック大会が行われまして300名程の委員が集まり有意義な研修会が行われました。また、11月後半には宮崎県の日向市より視察に来られました。日向市の色々な活動を聞いて、本市でも身になることが多かったと思います。先日、都市計画審議会が行われまして、新しい住宅地計画の審議を行いました。その中で、それぞれの地域の農地の草刈り作業がなかなか進んでいないということで、特に通学路などの作業を行っていただきたいという話もありました。

さて、今回の総会は議案が多くあります。本日は時間がかかるかもしれませんが、しっかり審議をしていただき、色々なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員13名全員がご出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、4番 平野委員、5番 高島委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

—————○—————

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員2番 清原委員、3番 上野委員 5番 高島委員 6番 村上委員 7番 長野委員 11番 青木委員 12番 岡田委員 13番 坂口委員、推進委員1番 櫻井委員 3番 吉岡委員 4番 渡邊英二委員 10番 村上委員 11番 酒井委員 12番 山崎委員 14番 大島委員 15番 緒方委員 16番 上野委員 19番 鈴木委員 20番 清原委員、以上19名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろ

しくお願いいたします。

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。
所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は土地収用に伴う代替地取得のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの斜線部分が申請地です。図の中央部分、菊池病院の北西側に位置する農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、

許可後も同様に野菜等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員11番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前9時00分頃、私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は事務局からの説明のとおり、代替地取得のための売買です。

申請地は畑として利用してされており、許可後は甘藷を作付けし畑として利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方か

ら何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大のための売買です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央部分の斜線部が申請地です。熊本県農業研究センターの南側に広がる農地です。

8ページが申請地の現況写真です。9、10ページは、保有されている農業機械の写真です。次に11ページをご覧ください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地は現在耕作放棄地となっております。許可後は除草等の作業を行い粟を作付けする予定の為、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われ。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（上野育夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前9：30頃、私と酒井推進委員、山崎推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための売買です。

申請地は事務局から説明があったとおり耕作放棄地になっていますが、許可後は耕作できる状態に戻し粟を作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。

所有権移転番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、土地収用に伴う代替地取得の為の売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』12ページをご覧ください。図面中央左側の斜線部が申請地です。菊香園の北側に広がる農地です。13ページが現況写真です。14ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に15ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われます。
事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の
2 番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の
午前10時30分頃、私と清原推進委員と事務局で現地調査をいたしました。
今回の申請理由は、事務局からの説明のとおり代替地取得のための売買です。
申請地の隣に申請人の自宅を建てるため、効率よく作業を行うことができます。許可後は
野菜等を作付け予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われます。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。
ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方か
ら何かご意見、ご質問はございますか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。
第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 3 について、
承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 1 号議
案、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 3 は原案のとおり可決さ
れました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の転用
につきまして上程いたします。所有権移転番号 4 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書 2 ページをお開き下さい。

所有権移転番号 4、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりで
す。申請の理由は規模拡大のための贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』16 ページをご覧ください。図面中央左側の斜
線部が申請地です。ファミリーマート合志合生店の北側に広がる農地です。17 ページが現況
写真です。18、19 ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に 20 ページをご覧ください。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕

作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで申請者が麦・大豆を作付けしており許可後も同様に畑として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午前11時00分頃、私と鈴木推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は規模拡大のための贈与です。

申請地の近くに申請人の自宅があり効率よく作業を行うことができます。

許可後は麦・大豆を作付け予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書 2 ページをお開き下さい。

所有権移転番号 5、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、祖父から孫への贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』21 ページをご覧ください。図面中央下側の斜線部が申請地です。3 か所あります。弁天山の南側に広がる農地です。22 ページが現況写真です。23 ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に 24 ページをご覧ください。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第 2 号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第 3 号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第 4 号の農作業、常時従事要件は、年間 150 日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は粟・米等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 6 番 村上委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（村上幸記君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。11月29日の午後1時30分頃、私と大島推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は事務局から説明がありましたとおり家族間での贈与です。

申請地は、畑として利用していますが、許可後は粟・米を作付け予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 5 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号5は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、西合志中学校の北西、県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。

27ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、中九州横断道路の建設に伴い、現在の住宅を移転する必要性が生じたため、所有する当該申請地に住宅及び農業用倉庫を建築する計画です。

28ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の29ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の農業委員5番 高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（高島一久君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年11月29日の午前、私と上野推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地に接しておりますが、一部は申請者の農地でもあり、土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用倉庫及び休憩所への転用です。

議案書別紙の30ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、合生住宅の南、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の31ページが申請地の現況です。ネギやじゃがいもを作付け予定ですが、現在は作付けされておりません。令和5年12月10日付け農地法3条の許可を受けて、障がい者の方達と農業に従事するため農地を取得されていますが、休憩所を整備していなかったことから、今年の例年になく猛暑などの気候への対応ができなかったため、土づくりしかできなかったようです。

32ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、所有する当該申請地に作業者の休憩スペースや資材を保管する農業用倉庫を単管パイプや波板等を使用し建築する計画です。

33ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の34ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「農業用施設」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年11月29日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、進入路など隣地境界から引いて整備するなど、土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用です。

議案書別紙の35ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地で、菊香園の北側、国道387号線の西に位置する農地です。

次の36ページが申請地の現況です。栗が植えられています。

37ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、中九州横断道路の建設予定地が自宅のすぐ傍であることから、騒音問題等の懸念があり、所有する当該申請地に移転し住宅を建築する計画です。現在お住まいの建物は農業用倉庫として使用される予定です。

38ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、申請地は令和6年9月17日付けで農振農用地区域外となり、現在は次の39ページにお示ししておりますとおり「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となります。第1種農地は原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して

設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました但特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 2 番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年11月29日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地が接しておりますが、一部は申請者の農地でもあり、土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用、番号 3 について、承認することにより異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。

よって、第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用、番号 3 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号 1 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の 4 ページをお願いいたします。

所有権移転番号 1 の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の 40 ページをお願いします。図面中央右側の赤点線部分が今回の開発区域で、

太枠斜線部分が番号 1 の申請地になります。日向集会所の南東で、熊本大津線の南側に位置する農地です。

次の 41 ページが申請地の現況です。

42 ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅 13 棟を整備する計画です。

43 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 44 ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第 1 種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 12 番、岡田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12 番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和 6 年 11 月 29 日の午後、私と吉岡推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側以外は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による、所有権移転番号 1 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による、所有権移転番号 1 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）　続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局　それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の45ページをお願いします。図面中央太枠斜線部分が所有権移転番号2の申請地で、中央運動公園グラウンドの北東、熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

46ページが申請地の現況です。

47ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地5区画を整備する計画です。

48ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の49ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.3haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君）　事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員13番、坂口委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（坂口正子君）　それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年11月29日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側と西側に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）　ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による、所有権移転番号2について、承認することに異

議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は残土置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の50ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が番号3の申請地で、竹迫みのり保育園の南東、熊本大津線の西側に位置する農地です。

次の51ページが申請地の現況です。

次の52ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、申請地近隣の土地分譲工事等において発生する残土置場が不足しているため、当該申請地を売買により取得し、残土置場を整備する計画です。

53ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の54ページにお示ししておりますとおり、申請地は約2.7haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員12番、岡田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年11月29日の午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側と南側は農地に接しておりますが、周囲は法面で仕上げ、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の55ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が今回の開発区域で太枠斜線部分が所有権移転番号4の申請地となります。庄嶋医院の南で、大津植木線の南側に位置する農地です。

56ページが申請地の現況です。

57ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地3区画を整備する計画です。

58ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の59ページにお示ししておりますとおり、申請地は、前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療機関である庄嶋医院及び和み内科診療所が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番、清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年11月29日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は進入路及び仮設資材置場への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の60ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、栄体育館の南、塩浸川の南側に位置する農地です。赤点線が中九州横断道路の事業用地のイメージを表しており、赤枠で囲っているのが、これから工事する中九州横断道路の橋台を整備する予定箇所です。

次の61ページが申請地の現況です。

次の62ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、国から委託され、中九州横断道路工事に伴う橋台設置のため、申請地を借受け、仮設資材置場やトレーラー等大型車両の進入路を整備する計画です。

63 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 64 ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました但特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 7 番、長野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年11月29日の午後、私と村上推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、合志土地改良区などと協議のうえで作成された利用計画であるため特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による、賃借権設定番号 1 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による、賃借権設定番号 1 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。事業計画変更番号 1 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。

事業計画変更番号 1 の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

既に令和 4 年 10 月 20 日付け、合志市指令農委第 86 号で許可しております案件の転用目的を建売住宅（13 棟）から特定建築条件付売買予定地（2 区画）への事業計画の変更です。建売住宅 13 棟のうち 11 棟は建築済であり、未着工の 2 区画の事業についての変更及び工期の延長となります。

議案書別紙の 65 ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号 1 の申請地で、南原住宅の北西、熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

次の 66 ページが番号 1 の申請地の現況です。

67 ページが番号 1 の変更前で 68 ページが変更後の配置図です。当初の 13 棟の建売住宅から 11 棟は建築済であることから、変更後は未着工の 2 区画を特定建築条件付売買予定地として販売する計画です。

69 ページをお願いします。意見書中段の

農地法関係事務処理要領第 4-6-(3)-オ-(ア) に掲げる検討内容についてですが、

- ① の変更後の転用事業者実施の確実性から③の農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。当初の計画である建売住宅から建築条件付売買予定地の転用目的を変更することにより、まずは土地だけを売買するということになればすぐに買い手がつくという見込みであるため、遅れていた工期の短縮も見込めるとのことでした。内容を審査したところ問題ないと判断しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による、事業計画変更番号 1 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による、事業計画変更番号 1 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 4 号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定

する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります推進委員3番 吉岡委員、10番 村上委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書6ページをお開きください。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の12月総会分、右側が令和6年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の8ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に9ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は72,224㎡です。

次の10ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は19件です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号	1、賃借権、水稻・麦	10年	15,000円
番号	2、賃借権、芝	5年	20,000円
番号	3、賃借権、芝	5年	20,000円
番号	4、賃借権、芝	5年	18,000円(2筆)
番号	5、賃借権、芝	5年	21,000円
番号	6、賃借権、芝	5年	20,000円(2筆)
番号	7、賃借権、芝	5年	15,000円(2筆)
番号	8、賃借権、芝	5年	20,000円(3筆)
番号	9、賃借権、芝	5年	16,000円
番号	10、賃借権、芝	5年	18,000円(2筆)
番号	11、賃借権、芝	5年	21,000円(2筆)
番号	12、賃借権、米・タバコ	5年	15,000円(2筆)
番号	13、賃借権、飼料作物	5年	15,000円(2筆)
番号	14、賃借権、甘藷	5年	14,000円(2筆)
番号	15、賃借権、米・飼料米	2年	90kg(3筆)
番号	16、使用賃借権、飼料作物	15年	0円
番号	17、賃借権、米	10年	20,000円
番号	18、賃借権、米	10年	20,000円(7筆)
番号	19、使用賃借権、野菜	5年	0円

次の 13 ページをご覧ください。所有権移転です。

4 件あります。

以上第 2 号議案は農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 3 件 10,382 ㎡でございます。

内契約予定件数が 2 件 6,137 ㎡でございます。

内契約無しが 1 件 4,245 ㎡でございます。

契約無しの 1 件につきましては、今回農地法第 3 条にて現所有者の孫への贈与が申請されている分になります。今後は所有者の方が耕作されます。

これで第 4 号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（ありません）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第 4 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 5 号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書 14 ページをお開きください。

売買希望が 2 件あっております。売買希望番号 1 と 2 のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

番号 1 の申請地の場所ですが、15 ページをお開きください。図面右側及び中央の太枠斜線部分が申出地で、鶴川の南側及び人権ふれあいセンターの南西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、現所有者が相続後、耕作する予定もないため、農地を譲りたいとのことであっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります福嶋委員、齋藤委員、山田推進委員をお願いします。

続きまして番号 2 の場所ですが、16 ページになります。図面中央の太枠斜線部分が申出地

で、後川辺区公民館の南側及び上庄川の東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、現所有者が今後耕作する予定もないため、農地を譲りたいとのことであっせんに申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出地区の担当委員であります長野委員、村上推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の17ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。

場所を説明します。議案書の18ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの南側に位置する農地です。資材置場への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福島求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和 6 年 1 2 月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉 会 午後 2 時 5 5 分